

# 2025 年度事業計画

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

## 1. 基本方針

2024 年度の新設住宅着工戸数は、世界経済の変動に伴う円安やエネルギー価格の上昇等の影響による幅広い資材等の価格の高止まりにより、住宅価格が大幅に上昇する一方、実質賃金は対前年比で減少傾向が続いていることなどにより、法改正による駆け込み需要があったものの、約 81 万 6 千戸と厳しい状況が続いた。ツーバイフォー住宅は約 9 万 9 千戸と対前年度比約 7.9%の増、また、昨年 10 月には持家着工が 35 か月ぶりに対前年比増加に転じたとはいえ、予断を許さない状況である。

そうした中で今後の住宅市場環境の活性化を図るべく、当協会は住宅投資促進のための経済対策、税制対策について住宅生産団体連合会と連携して要望活動を行った。その結果、「ZEH 水準を大きく上回る省エネ住宅」への支援を行う制度である「子育てグリーン住宅支援事業」の創設などが 2024 年度補正予算に盛り込まれるとともに、2025 年度税制改正において、子育て世帯等に対する住宅ローン減税制度の借入限度額の維持・継続等が図られた。このような動きが住宅市場の活性化につながり、経済の底上げに寄与していくよう、2025 年度はこうした政策について消費者への確に情報を提供するとともに、住宅市場の動向に合致した対策が講じられるよう要望・提言活動を継続していく。

また本年 4 月には改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行により、省エネ基準への適合義務化、4 号特例の見直し等が行われた。当協会ではこれらへの対応として、講習会の実施、ホームページにおける関係資料の公表等を行った。

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けては、本年 4 月からの省エネ基準へ適合義務化に続き、2030 年には ZEH レベルへの引き上げが予定されているが、ZEH 水準対応の遅れている分野の底上げや、高い省エネ性能を備えたりリフォームなど、さらなる性能向上実現に向けた誘導などの取組みが必要であり、引き続き、住宅・建築分野における省エネルギー化や国産木材需要を高めることで後押ししていく。

業界内の技能者不足等は慢性的に深刻化しており、建設分野においてもより一層の生産性向上や人材確保・育成への取組みが重要になっている。当協会においても、引き続き生産性向上に資する技術開発や技術基準整備等への取組を強化し、魅力ある業界としての認知度向上につながる取組みや外国人技能者への支援活動など、積極的に推進していくこととする。

昨年7月がツーバイフォー工法オープン化から50年、来年2026年11月には当協会の設立から50年ということで、当協会では現在3か年にわたる「ツーバイフォー50周年」として事業活動を展開している。ツーバイフォー工法のより一層の普及と発展を図るため技術面、広報面、社会活動など幅広い取り組みを推進していく。2025年度はこうしたツーバイフォー工法をとりまく社会的環境のもとで、以下の事業を推進していく。

## (1) 技術・開発部門

- ① 2025年度施行となる基準法等改正事項について、ツーバイフォー工法に必要な技術的対応方法を引き続きホームページに掲載し、最新情報の周知を行う。また、必要に応じ法改正講習会を実施する。
- ② 昨年度1.5時間耐火構造間仕切壁（断熱材／有・無）の大臣認定試験を実施し、大臣認定を取得した。引き続き外壁の1.5時間耐火構造の大臣認定の取得に取り組む。
- ③ パネル工法の普及のため、さらなる改善に向けコンポーネント・物流分科会を中心に各種課題を検討する。
- ④ 今年度までに開発した技術開発事業の総括を行い、各事業の関連性、有効な活用法を整理し取りまとめ、ツーバイフォー工法の中大規模木造建築の普及、および公共建築物分野への参入を検討する。

ア 工法関係 ・ ツーバイフォーパネル工法（中大規模建築・住宅生産合理化）  
・ NLT工法の活用法の研究（木材利用の推進）

イ 構造関係 ・ 新ルート2計算の設計法・試設計  
（4～6階建て構造計算合理化）  
・ 混構造の剛性率の合理化  
（RC・S+ツーバイフォー混構造対応）  
・ CLT+ツーバイフォー混構造の設計法・試設計

ウ 防耐火関係 ・ 4階以上の防耐火構造（1時間/1.5時間耐火構造）

## (2) 技術基準の整備等

法改正に対応し、「枠組壁工法建築物設計の手引・構造計算指針」改訂のため、編集委員会を組織し一般的検討事項に加え、法改正等における重点項目を整理し検討を行う。

ア 計算による耐力壁設計法の検証及び適応範囲の拡大、高倍率の設計法の検証のため必要とされる試験等を実施する。

イ 中高層建築物（4～6階建て）の構造計算の合理化（ルート3→ルート2）の計算法の解説資料、及び混構造における剛性率の緩和に関する解説資料を作成する。

ウ 4階以上9階までの上階から4層未満に新設された1.5時間耐火構造の防耐火基準の対応方法及び大臣認定等の運用資料を作成する。

### **（3）技能者の育成・確保**

- ① 建設キャリアアップシステム及び特定技能外国人受入れ制度について、建築大工に関して会員が円滑に利活用できるよう関係団体と連携を図りつつ適正な運用等を確保する。
- ② 本年度開催される技能検定「枠組壁建築技能士」資格取得推進のために、外国人向けVTR活用を含め、事前講習会の実施を強化する。また、優秀プレーマー表彰の継続と、協会内外に向けて、資格取得メリットの発信を強化する。

### **（4）リフォーム事業の推進**

最新のリフォーム支援事業内容の把握と周知を徹底する。そのために営業担当者に対して、支援事業内容の解説と具体的なリフォームへの取り組み手法の講習会を実施する。

### **（5）広報活動の推進**

- ① ホームページ、メールマガジン、会報誌のそれぞれの特性を活かしつつ、適時的確な情報を会員に提供する。なお、ツーバイフォー建築に係る情報を、SNSを利用して積極的に発信することを検討する。
- ② 2024年度より3か年で実施している「ツーバイフォー50周年事業」を推進し、工法認知度の向上に向けた広報活動を展開する。

### **（6）講習・セミナー等の推進**

- ① 受講者の経験・能力に対応した各種講習会を支部と本部の連携のもと、Webを活用し引き続き実施する。
- ② 前年度に引き続き省エネ基準適合義務化・構造関係規定の改正等に対応する講習会を実施する。また、営業担当者向けに法令、補助金、支援策の解説・活用講習会を引き続き実施する。
- ③ 耐火建築物の施工に関して、大臣認定および告示に沿った施工方法、注意ポイントを事前に学ぶ講習会を実施する。

- ④ ツーバイフォーへの次世代の若者の知識・興味を喚起する学生向けの出前講座や体験学習等を推進する。

## (7) 労働安全衛生活動の推進

労働災害撲滅を目指し、労働災害発生状況報告書の作成、現場安全巡視及び安全ポスターの制作・頒布などを継続実施する。

## (8) 2025 年度予算編成について

「ツーバイフォー50 周年」の広報活動等を、引き続き展開するための予算を組む。また、改めて技術開発、広報、講習等に係わる個々の事業について費用対効果、成果などについて点検評価を行い、事業の効率化等を図るとともに、国庫補助等外部資金の導入にも努め、健全な財務体質の確保を目指す。一方で長期にわたり維持してきた会員会費については、デフレ経済の脱却状況を鑑み検討を進める。

## 2. 本部事業

### (1) 総務・工法普及に関する事業

#### ① 「ツーバイフォー50 周年事業」の推進

2024 年度より 3 か年で実施している「ツーバイフォー50 周年事業」を推進し、ツーバイフォー工法のより一層の普及・発展を図る。2025 年度は主に以下の事業を実施していく。

##### ア 広報活動

50 周年の告知動画をホームページなどで配信するとともに、会員各社のショールーム・事務所などにおいて 50 周年パンフレット（「2×4 STORY」）やポスターを利用した告知活動を展開し、工法認知度の向上を図る。

##### イ 周年記念誌等の制作

ツーバイフォー工法及び協会の 50 年間の歴史やこれからの展開、可能性などをまとめた周年記念誌を制作する。また、記念誌の内容をベースに実験動画などを盛り込んだ電子版を制作し、ホームページなどで配信することで広報に役立たせる。

##### ウ 海外建築視察研修会の開催

北米における新しい中高層・大規模木造建築物や歳月を経たツーバイフォー住宅の視察、部材製造工場の視察などを行う海外建築視察研修会を実施し、会員各社の人材育成へ寄与する。

## ② 会員への情報発信

ア ホームページ、メールマガジン、会報誌のそれぞれの特性を活かしつつ、適時適切な会員への情報発信を行う。

イ 機動的な情報提供のためメールマガジンの臨時便やホームページの「協会からのお知らせ」等を積極的に活用する。

## ③ 渉外活動

住宅生産団体連合会の各種委員会等への参画により、最新の住宅関連情報等を収集・発信し諸課題に取り組むとともに、住宅政策への提言・要請等を行う。

## ④ 総務関連事業の遂行

ア ツーバイフォー工法による住宅及び施設系建築の着工動向を把握し、広報活動や政策要望等の基礎資料とするため、引き続き「ツーバイフォー建築自主統計調査」を実施する。

イ 政府や地方公共団体等が住宅政策・支援策の企画立案の基礎資料とすることを目的に実施する各種調査に協力する。

ウ 業務フローの点検、見直し等により業務の効率化と経費節減を図り、引き続き健全な財務体質の確保に努める。

## (2) 技術の研究開発及び技術基準の整備等に関する事業

### ① 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」2025年度施行への対応

ア ツーバイフォー工法に必要な技術的対応方法を引き続きホームページに掲載  
確認申請審査・申請マニュアルの質疑応答集を引き続き掲載するとともに、Q  
&Aを追加する。その他、申請業務が円滑に進むよう法改正情報をタイムリーに  
掲載する。

イ 技術系講習会資料の法改正対応

法改正講習会は必要に応じ追加開催するとともに、各種講習会で使用する資料の法改正対応を順次進める。設計実務者講習会Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは構成と内容を改正法に合わせ見直す。

### ② 1.5時間耐火構造について

昨年度 1.5 時間耐火構造の間仕切壁（断熱材／有・無）の大臣認定試験を行い、認定を取得した。引き続き、外装材の選択が自由になるような、汎用性の高い外壁の 1.5 時間耐火構造大臣認定取得に取り組む。外壁の構成を検討し予備試験を実施した上で、認定試験を実施する。

### ③ パネル工法について（生産・施工システムの合理化）

- ア 昨年度設立したコンポーネント・流通分科会においてパネル工法普及に向けた改善提案等を検討し、パネル工法の手引書を改訂して公開する。
- イ 新規にパネル工法に取り組む設計者、生産者、施工者に向けてパネル基準や特記仕様書などの実務的な運用方法等に関わる講習会を計画する。
- ウ 会員会社と連携し、パネル工法の設計・生産・施工体制の構築を検討する。

### ④ 技術開発事業の総括について

ツーバイフォー工法全般の普及を目的に、今までの技術開発事業の関連性、有効な活用法を整理し取りまとめる。

#### ア 対象建築物

- 専用住宅・併用住宅（～3層 200～500 m<sup>2</sup>）
- 集合住宅・事務所（4～5層 3000～4000 m<sup>2</sup>）
- 福祉施設（～5層 1000 m<sup>2</sup>～10000 m<sup>2</sup>）
- 店舗・倉庫（平屋 ～5000 m<sup>2</sup>）

#### イ 対象となる開発済技術

- |       |                |                     |
|-------|----------------|---------------------|
| 工法関係  | ツーバイフォーパネル工法   | （設計・生産・施工の合理化）      |
|       | NLT床版、屋根版      | （天井・床：準耐火現し仕上）      |
| 構造関係  | 新ルート2計算の設計法    | （4～6階建て構造計算合理化）     |
|       | 混構造の剛性率の合理化    | （RC・S+ツーバイフォー混構造対応） |
|       | CLT+ツーバイフォー混構造 | （1層目RCから全体木造化に対応）   |
|       | トラス工法の活用       | （大スパントラス：大空間の確保）    |
| 防耐火関係 | 4階以上の防耐火構造     | （1時間/1.5時間耐火構造）     |
|       | 不燃系断熱材の付加断熱工法  | （防火構造/45分準耐火構造）     |

### ⑤ 技術基準の整備等

法改正に対応し、「枠組壁工法建築物設計の手引・構造計算指針」改訂のため、編集委員会を組織し一般的検討事項に加え、法改正等における重点項目を整理し検討を行う。

- ア 「構造計算指針」に掲載している計算による耐力壁設計法について、高倍率耐力壁に関する利用方法の検証を行い、運用方法等の見直しを行うとともに高倍率耐力壁設計に対応するため、面材種・枠組材樹種等の追加を行う。また、これに必要とされる要素試験、耐力壁試験等を実施する。

イ 中高層建築物のうち、4～6階の構造計算がルート3からルート2へ合理化されたため計算法の解説資料、及び混構造における剛性率の緩和に関する解説資料の作成を行い「構造計算指針」に掲載する。

ウ 4階以上9階までの上階から4層未満に新設された1.5時間耐火構造の防耐火基準の対応方法及び今後取得予定の外壁の1.5時間耐火構造の大臣認定利用方法の解説を作成し「設計の手引」に掲載する。

### (3) 設計・施工の品質向上等に関する事業

#### ① 技能者の育成等支援

ア 建設キャリアアップシステム及び特定技能外国人制度について、建築大工に関して会員が円滑に利活用できるよう、関係団体と連携を図りつつ適正な運用等の確保に努める。特に、会員数が増加傾向にある「特定技能外国人受け入れ特別会員制度」については、会員の人材確保支援策として一層の普及を図る。

イ 「枠組壁建築技能士」資格取得推進のための支援ツールの充実化を図る。テキストの最新版の発行及び実技演習VTRを作成する。また外国人技能者への支援として外国語版も作成する。そのツールを使用した事前講習会も積極的に実施する。

ウ 優秀フレイマー表彰を継続実施するとともに協会内外に向けて資格取得のメリットを発信し周知を図る。

#### ② リフォーム事業の推進

ア ツーバイフォー住宅のリフォーム事業に新規参入する事業者向けに、技術ポイント解説の講習会を実施する。

イ 営業担当者への支援として、支援事業内容解説と具体的なリフォームへの取り組み手法の講習会を実施する。

ウ 関連団体との連携により、省エネリフォームや断熱改修の最新セミナー等の情報を会員へタイムリーに提供する。

エ 既存住宅、増改築住宅に関わるカーボンニュートラル関連情報と建築物省エネ法関連の最新情報を収集し情報提供を図る。

#### ③ 労働安全衛生活動の推進

労働災害撲滅を目指し、労働災害発生状況報告書の作成、現場安全巡視及び安全ポスターの制作・頒布などを継続実施する。

#### ④ 国際的活動による情報収集・発信

2025年度は50周年事業としての「海外建築視察研修会」を企画しており、会員企業参加者と共に情報の収集等につとめる。

#### (4) 環境対策に関する事業

##### ① 省エネ対策等の推進

ア 2021年度策定の「第四次環境行動計画」の推進で会員の環境対策への取り組みの周知を図る。

イ 2050年カーボンニュートラルに向け、関連情報と建築物省エネ法関連の最新情報を収集し情報提供を図る。また、東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームにも参画し、会員に最新情報を提供していく。

ウ 子育てグリーン住宅支援事業に関する最新情報を収集し、会員への情報提供を図る。

##### ② 廃棄物適正処理の普及・啓発

ア 住宅生産団体連合会等関連団体が開催する廃棄物適正処理等に関する委員会や講習会等の最新情報を会員に提供する。

イ リフォームや改修工事等、石綿含有建材やフロンガス、太陽電池等の適切な廃棄・処理等カーボンニュートラルに関連する最新情報を収集し情報提供を図る。

##### ③ クリーンウッド法への対応

2023年に改正されたクリーンウッド法の施行に伴う最新の情報収集と情報提供を図る。

#### (5) 部資材に関する事業

##### ① 関連部資材等の情報発信と地域材活用の推進

ア ホームページで会員各社が扱うツーバイフォー関連部資材等に関する情報紹介を継続実施する。

イ 協会ホームページ内の「コンポーネント会社情報」で、全国のコンポーネント会社の事業内容を詳細に紹介する。

#### (6) 瑕疵保証等に関する事業

ホームページやメールマガジンで、特定団体住宅保険のメリットや各保険会社の商品情報などの発信をする。また、各保険会社と協力体制を取り、会員に対し事故防止策の啓発や保険商品の紹介を積極的に実施していくことにより、団体保険利用の増加に努める。

また、会員支援として地盤保険及び法人向け集団扱い損害保険制度の紹介を推進する。

## (7) 講習会等に関する事業

資格登録講習会、最新情報・知識取得講習会、基本知識取得講習会、設計・施工スキル向上講習会、ウェブセミナー及び次世代の若者の知識・興味を喚起する学生向けの出前講座等を引き続き実施する。また、2025年度は技能検定開催年となるため、本部並びに支部において技能検定事前講習会を積極的に実施する。

### 【既設講習会】

#### ① 資格取得講習会

ツーバイフォー工法の設計・施工に係る品質確保を的確に図るために、枠組壁工法耐火建築物設計者(耐火設計者)、自主工事検査員、耐火構造検査員、瑕疵保険の団体検査員の各資格を取得・登録するための講習会を実施する。

#### ② 最新情報・知識取得講習会

営業や技術系に役立つ最新情報、知識取得の講習会を実施する。

#### ③ 基本知識取得講習会

主に新入社員、職種変更、キャリア採用者を対象に、ツーバイフォー工法の特徴をわかりやすく解説する以下の講習会を実施する。

ア ツーバイフォー工法の特徴や営業トークに活かせる長所取得を目的として新入社員をはじめとする幅広い方々に学んでいただく基本セミナー

イ 設計・施工の基礎知識取得を目的とした設計施工講習会

ウ ツーバイフォー工法によるリフォーム事業あるいは耐火建築に関する業務にこれから携わる方を対象にした、技術的な注意点等を解説する講習会

#### ④ 設計・施工スキル向上講習会

実務に携わる技術者・技能者がその職務経験・能力に応じテーマ別に専門的スキルの習得と向上を目指していただくための講習会。

ア 設計者のスキルアップを目的とした設計講習会

2025年度は従来の3回シリーズ設計講習会をリニューアルし、法改正に対応した講習会として新たに実施する。

イ 「枠組壁建築技能士」を目指す技能者を支援する技能検定事前講習会

ウ 耐火建築物の施工に関して、大臣認定および告示に沿った施工方法、注意ポイントを事前に講習する施工者・監理者支援プログラム

エ 施工現場の品質を確保するために必要な実務知識を修得するための施工実務者基本講習会

⑤ ウェブセミナー

ウェブを利用し、場所や日程の制約を受けることなく受講できる以下のセミナーを実施する。

ア ツーバイフォー工法の構造設計に関する知識・技術を習得できるセミナー

イ ツーバイフォー基礎知識習得セミナー

ウ リフォーム基礎知識習得セミナー

⑥ 学生向けプログラム

建築を学ぶ学生等にツーバイフォー工法や関連企業の活動について興味と知識を持っていただくために、工業高校や大学等の関係学科の協力を得て、出前講座、建築現場見学会等を開催する。

### 3. 支部事業

#### ◆北海道支部

##### (1) 支部運営方針

北海道における2024年の新設住宅着工数が28,249戸(国土交通省発表)となり、前年比1.7%減で3年連続で前年を下回り、持家も前年比95.4%との厳しい結果となった。

2025年を迎え、止まらない資材価格の高騰、少子高齢化の加速などにより新設住宅着工数の減少は避けられない中で住宅産業を取り巻く環境はさらに厳しさを増しており、大工をはじめとして様々な職種における職人不足も深刻な問題となっている。

また、本年4月に施行された壁量基準等の構造規定の改正、及び4号特例廃止に伴う構造審査への対応、省エネ基準の全面適合義務化などの法改正もあり、今年度前半は実務に大きな影響が出るものと思われる。このような環境のもと、現状にとどまることなく今が新たな時代への大きな転換点ととらえ、住宅に加えて非住宅分野での用途拡大が進んでいる業況をさらに推進し、ツーバイフォー工法のさらなる普及拡大を目指すとともに北海道支部の活性化を目指し、活動する。

##### (2) 支部重点課題

- ・非住宅分野へのツーバイフォー工法普及

##### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 総会、幹事会の運営
- ② 外部団体（官公庁、関連機関）との交流
- ③ 新規会員勧誘活動
- ④ 協会・支部PR（新聞、業界誌掲載等）
- ⑥ 支部ホームページ

##### (4) 工法普及に関する事業

- ・協会活動の活性化、ツーバイフォー工法PR

##### (5) 技術開発・普及等に関する事業

- ・本部事業の運営及び推進

##### (6) 講習会に関する事業

- ・本部主催講習会への協力

## ◆東北支部

### (1) 支部運営方針

支部会員への情報発信・技術力向上を図るとともに、さらなるツーバイフォー工法の普及に努める。

### (2) 支部重点課題

支部会員へ十分なメリットを訴求できていないことで正会員が減少傾向にある。支部会員の情報共有の場の提供。

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 東北支部ホームページを活用し、会員会社情報の提供を行う。
- ② 関連会社様入会のための情報収集を行い、DM等で入会を促進する。
- ③ 本部と連携し周年事業による工法普及を行う。

### (4) 技術開発・普及等に関する事業

- ① 本部主催のWEB（中継方式）型講習会への参加を支部会員へ案内する。
- ② 技術研修会として中・大規模建築物（非住宅）の構造見学会を実施する。

### (5) 講習会に関する事業

枠組壁建築技能検定試験の事前講習会を実施する。

### (6) その他

- ① 2025年度通常総会：2025年5月26日  
幹事会・部会長会議：7月、12月、2月、3月
- ② 被災地への支部としての対応

## ◆北陸支部

### (1) 支部運営方針

ツーバイフォー工法に関する調査研究と開発の推進及び各界各層での認知度の向上に努める本部の活動を情報共有し、一般ユーザー及び会員へのサービスの向上を図る。

### (2) 支部重点課題

- ① 能登半島地震での災害復興支援活動に率先的に参加し、1日も早い復興を目指す。また活動で得た知識を基に今後の復興支援活動につながる情報を共有する。
- ② 地元の工務店、設計事務所、協会理念に同意頂ける企業様等に協会への加入の勧誘を行い、会員数の増加を目指す。
- ③ 国産ツーバイフォー材の普及に向けて、北陸エリアの試験機関や製材・プレカット業者等と協議。会員間で具体的な課題や対策を話し合う場を設ける。

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 在来工法メーカーや地方ゼネコンへのツーバイフォー工法・建築物の普及を目的にPRを行う。
- ② リーフレット等の配布「ツーバイフォーは耐震性に自信があります」「ツーバイフォー工法施設系建築ガイド」「子育てグリーン住宅支援事業の概要」「ツーバイフォーオープン化50年」

### (4) 工法普及に関する事業

- ① 各会員社内スタッフに対して、枠組壁工法を深く知るための勉強会等を本部主催のWEB（中継方式）型講習会を活用し認知度向上を目指す。  
※講習会「2025年度法改正対応 建築基準法・建築物省エネ法設計等実務講習会」開催  
※大工育成セミナー（働き方改革、CCUS、特定技能外国人制度解説など）
- ② その他、支部活動を実施。  
※災害復旧支援活動に適したツーバイフォー工法に関する講習会実施（コンテナハウス・トレーラーハウス含む）

### (5) 技術開発・普及等に関する事業

- ① 安全な工事と顧客への現場満足度を高めるための勉強会を開催する。
  - ・ ツーバイフォー工法のインスペクション技術講習会
  - ・ ツーバイフォー工法の既存住宅改装工事の長期優良化に関する講習会
- ② ツーバイフォー非住宅構造見学会
- ③ LVL、NLT、CLT、トラス等に関する構造勉強会

## (6) 講習会に関する事業

現場管理者向け・大工職人育成や枠組壁技能講習会の開催及び大工職人への技能検定受検の推進ならびに事前講習会の開催

- ・本部主催のWEB（中継方式）型講習会を最大限活用
- ・他支部との情報共有の活性化と技術交流会実施
- ※新部材に関する講習会
- ※リフォームの断熱強化講習会

## (7) その他

### ① コスト低減・人員確保

- ・設計・積算業務の国外外注化による人材確保及びコスト改善のための勉強会実施
- ・学生を対象としたツーバイフォー工法の基本セミナー実施

### ② 営業研修

- ・最新のウェブマーケティングセミナー（ホームページ、SNS等）
- ・ファイナンシャルプランナーによる資金繰りセミナー
- ・インテリアコーディネーターによる内外コーディネートセミナー
- ・外構デザイン力をアップするランドスケープデザイナーセミナー

### ③ 省エネ性能・その他研修

- ・建材メーカーのプロユーザー向け技術提案施設の視察
- ・グランピング施設視察

## ◆東海支部

### (1) 支部運営方針

ツーバイフォー工法の耐火性・耐震性・省エネルギーといった基本性能と品質の高さ、工期面・コスト面でのメリット、リフォームのしやすさといった長所をアピールし、会員会社の営業優位性を助勢する。

戸建て・住宅にとどまらず、中高層・施設系建築等への進出を後押しするべく、ツーバイフォー工法が合理的で資産価値の高い工法であること、木の持つ優しさや温かみが長所となることを引き続き情報発信する。

木材という再生可能な循環資源を利用することは「2050年カーボンニュートラル」の実現への貢献となることを訴求する。

### (2) 支部重点課題

- ・「ツーバイフォー50周年」事業
- ・「ミッション100」新入会員の獲得。会員社数100を目指す。
- ・既存の会員がメリットを感じられる活動とサービスの提供。新しいビジネスモデルの着想になるような勉強会、交流会の企画。

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 支部定時社員総会、新年賀詞交歓会、幹事会等の開催
- ② 新規入会会員の勧誘等会員の拡大に関する事
- ③ 愛知ゆとりある住まい推進協議会等地域行政機関主催による各種会議への参画と事業協力
- ④ 地域行政機関及び他団体の主催する講習会の開催等に関する情報伝達

### (4) 工法普及に関する事業

- ① 枠組壁工法耐火建築物設計者講習会の開催
- ② 枠組壁建築技能検定試験の受託

### (5) 技術開発・普及等に関する事業

- ① 大規模・中層建築物見学会の開催
- ② 国産木材の普及及び活用の促進

### (6) 講習会に関する事業

- ① 需要開発委員会が中心となり、勉強会、見学会、交流会を企画
- ② 大規模・中層建築物見学会の開催
- ③ 本部主催の講習会への協力

## ◆関西支部

### (1) 支部運営方針

災害に強いツーバイフォー工法のさらなる普及に努めるとともに会員企業同士の情報交換の場として見学会や勉強会を企画する。

### (2) 支部重点課題

各委員会(需要開発委員会・会員活動委員会・技術委員会)それぞれの活動を実施する。また、会員交流会など会員相互の情報交換の場を設けるとともに会員サービスのさらなる充実を検討し実行して入会促進を図り、退会をくいとめる。

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① ホームページによる情報発信
- ② 引き続きツーバイフォー工法 50 周年事業を推進し、工法認知度向上に向けた活動を行う。
- ③ 技能検定試験合格者及び支部功労者などの表彰を実施。
- ④ 大阪万博 2025 年に関する情報(建築に関する内容)について、本部や各支部、会員に対し情報発信を行う。

### (4) 工法普及に関する事業

- ① 枠組壁建築技能検定試験の受託
- ② 地方自治体の各種事業への参加

### (5) 技術開発・普及等に関する事業

- ① 歴史的建造物の見学会と勉強会の実施
- ② 木材の加工、パネル化など、工場の視察(勉強会)実施

### (6) 講習会に関する事業

- ① 各種講習会を本部と連携し、Web 利用にて会員に受講の機会を提供する。
- ② 枠組壁建築技能検定の関西(大阪)での講習会を企画、実施する。

## ◆広島県支部

### (1) 支部運営方針

- ① 2025年度も、高品質で高性能なツーバイフォー住宅をより一層供給するよう取り組んでいく。
- ② 2025年度においても、広島県支部の会員数の減少を食い止めるとともに、新規会員の勧誘にも努めていきたい。

### (2) 支部重点課題

- ① 2025年度は、国の枠組壁建築技能検定試験が開催されるため、2024年度に技能検定試験受検のための研修会を受講した講習指導者を中心に、枠組壁建築技能検定試験の合格者を増加させるべく、受検者に対する講習会の充実を図る。
- ② 会員企業の技術者の技術力の向上等を図るため、各種講習会を開催し会員の資質向上に努める。

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① ひろしま住生活月間行事に参画
- ② 広島県住宅産業三団体協議会活動に参画

### (4) 工法普及に関する事業

- ① 広報委員会の開催
- ② 技術委員会の開催

### (5) 講習会に関する事業

- ① 技能検定試験受検のための講習会の開催
- ② 検査員登録等各種講習会の開催
- ③ 本部、広島県、広島市等の講習会及び研修会等を会員に周知

### (6) その他

- ① 幹事会  
原則として、2～3か月に1回程度開催
- ② 定時総会
  - ・2024年度事業報告、収支決算案の承認
  - ・2025年度事業計画及び収支予算案の承認
  - ・役員を選任について
  - ・開催日 2025年5月9日
- ③ 労働安全衛生に関する件
  - ・広島県建築安全安心マネジメント推進協議会に参画
  - ・広島県低層住宅建築工事安全対策協議会に参画

④ 住まいづくりに関する件

- ・ひろしま住まいづくり支援ネットワーク会議に参画
- ・広島県「減らそう犯罪」推進会議に参画
- ・広島住まいづくり連絡協議会に参画
- ・広島県木造住宅生産体制強化推進協議会に参画

## ◆四国支部

### (1) 支部運営方針

宣伝広告はこれまで通りウェブサイトを中心に活用し、話題性のある案件や重要な情報はメディアを通じて発信できるよう働きかけを行い、信頼性や安心度を高め四国地方におけるツーバイフォー工法のさらなる周知やシェア拡大につなげていきたい。

### (2) 支部重点課題

これまでの啓発活動を継続し、四国でも要望に沿った講習会の開催を検討する。

### (3) 工法普及に関する事業

フレーマー不足解消の取り組みとして、技能検定事前講習会を開催する。

### (4) 技術開発・普及等に関する事業

中大規模建築物や非住宅建築物の木造化の推進に取り組んでいく。

### (5) 講習会に関する事業

大工育成講習会として技能検定事前講習会を6月～8月に開催予定

## ◆九州支部

### (1) 支部運営方針

九州地区に於けるツーバイフォー工法の普及とSDGsへの貢献とした木造建築を、住宅のみならず施設系建築のシェア拡大を図るとともに、生産体制の確保と技術力向上のためのサービス提供を行う。九州内の建物や施設見学のイベントを実施し、木構造におけるツーバイフォー工法の優位性を広く啓発することで、会員満足度の向上・会員数の増加・シェアの拡大を図る。

### (2) 支部重点課題

- ① 近年の自然災害により被害を受けた人々に対する活動を通じて、社会貢献に取り組む。
- ② 非住宅大規模ツーバイフォー建築物の工法の周知と会員間の情報共有を図り、国産材利用促進を図る

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 新規会員入会促進
- ② 会員向け講習会等の費用補助
- ③ 2024年度より3か年で実施している「ツーバイフォー50周年」の事業活動を実施する中で、消費者等のツーバイフォー工法に対する認知度向上に向けた広報活動を展開
- ④ 協会主催講習会・研修会の積極的告知（WEB中継方式を含む）

### (4) 工法普及に関する事業

- ① 本部主催のWEB（中継方式）型講習会を活用し、会員内外へ認知度向上を図る
- ② 支部ホームページに活動内容を掲載し、会員内外へ認知度向上を図る

### (5) 技術開発・普及等に関する事業

九州内の木造建築物見学会の実施（大分県予定）

### (6) 講習会に関する事業

- ① 耐火建築物設計者講習会の実施
- ② 検査員登録講習会の実施
- ③ 2025年度法改正対応 基準法・省エネ法に関する法改正講習会の実施

### (7) その他

2025年度 優秀フレイマー表彰